

## 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業実施要領

平成28年4月11日 国総支第3号  
国鉄都第6号-2  
国鉄事第10号  
国自旅第6号  
国海内第3号  
観観産第2号  
観参第7号

平成28年6月10日 国総支第24号  
国総物第17号  
国鉄総第49号  
国鉄都第37号  
国鉄事第71号  
国自旅第48号  
国海内第28号  
国港産第27号  
国空企第33号  
国空事第1088号  
観参第50号

平成28年11月28日 国総支第44号  
国総物第65号  
国鉄総第185号  
国鉄都第74号  
国鉄事第199号  
国自旅第209号  
国海内第108号  
国港総第303号  
国空企第123号  
国空事第4464号  
観参第187号

平成29年3月15日 国総支第62号  
国総物第102号  
国鉄総第297号  
国鉄都第133号  
国鉄事第320号  
国自旅第377号

国海内第172号  
国港総第492号  
国空ネ企第170号  
国空事第7253号  
国空環第79号  
観参第267号  
平成30年3月28日 国総支第64号  
国総物第145号  
国鉄総第327号  
国鉄都第179号  
国鉄事第258号  
国自旅第296号  
国海内第189号  
国港総第599号  
国空事第1074号  
国空業第167号  
観観産第831号  
観参第296号

この実施要領は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成30年3月28日国総支第63号、国総物第144号、国鉄総第326号、国鉄都第178号、国鉄事第257号、国自旅第295号、国海内第188号、国港総第598号、国空事第1073号、国空業第166号、観観産第830号、観参第295号。以下「交付要綱」という。）のほか、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金の交付等訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業の実施に当たって必要な事項を定める。

## I. 宿泊施設不足対策・旅館等の生産性向上

実施に当たって、別途公募要領を定めることとする。

## II. 交通サービスインバウンド対応支援事業

### 1. 共通事項

#### ①事業実施について

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金のうち、交通サービスインバウンド対応支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局（以下

「地方運輸局等」という。)に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される交通対策ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。

なお、事業完了後に完了実績報告をする場合、多言語表記を実施することが望ましいとされている事項については、必要に応じて、実施している又は実施したことを証明する工事請負契約書、写真等の書類を添付する。

## ②全ての種目に共通する事項

### (観光施策との調和について)

本事業は、訪日外国人の入国から目的地までの移動にかかる受入環境整備を支援することを目的としている。また、地域ブロックにおける観光施策との整合を図る必要があり、具体的には、

- 1 ) 訪日外国人旅行者をはじめとした観光客の各地域への周遊を促進するため、DMOが中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援する「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」
- 2 ) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号。以下「観光圏整備法」という。）に基づき、自然・歴史・文化等において密接な関係のある観光地を一体とした区域であって、区域内の関係者が連携し、地域の幅広い観光資源を活用して、観光客が滞在・周遊できる国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進する「観光圏」  
等の施策との調和を図る必要がある。

### (多言語表記について)

「多言語表記」については英語併記を基本とする。なお、施設特性や地域特性の観点から中国語（簡体字/繁体字）又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うことが望ましい。なお、多言語対応については、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。また、駅名や路線名等のナンバリングも外国語表記を行う上で有効な補助手段である。表記方法の基本方針については「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月）を参考とする。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z 8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委

員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮する必要がある。

なお、旅客施設及び車両等の表記の整備方法は、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(平成25年6月)（以下、「バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」という。）、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(平成25年6月)（以下、「バリアフリー整備ガイドライン 車両等編」という。）を参考とする。

## 2. 交通サービス利便向上促進事業(Ⅱ. 3. に定める事項を除く。)について

### ①全ての種目に共通する事項

#### (交通系ICカード)

サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

#### (軽微な変更に係る取扱い)

交付要綱第30条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第2-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

#### (無料公衆無線LAN環境の整備)

本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」(無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費」(無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティー対策含む。))を対象とする。このうち鉄軌道車両、バス・タクシー車両、航空機へ設置する経費については補助対象外とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

当該機器については、訪日外国人旅行者の移動に係る利便性の向上の促進等に資する施設等に付することとする。

また、当該事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマーク Japan Free Wi-Fi(以下「シンボルマーク」という。)の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うこととする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用(※1)を導入することとする。(※

2 )

1 ) SMS (ショートメッセージ) ・電話番号を利用した認証方式

2 ) SNSアカウントを利用した認証方式

3 ) 利用していることの確認を含めたメール認証方式（※ 3 ）

(※ 1 ) 利用者が2 ) 又は3 ) の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

(※ 2 ) 上記認証方式を適用しなくてもよいケース

・災害時における無料公衆無線ＬANの開放時

・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2 ) 又は3 ) の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

(※ 3 ) メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人旅行者等）はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。

（案内標識、可変式情報表示装置、ホームページの多言語表記（予約システムを提供するものに限る）等の多言語又はピクトグラムによる表記、案内放送の多言語化）

1 ) 案内標識とは誘導サイン類（施設内の方向を指示するのに必要なサイン）、位置サイン類（施設等の位置を告知するのに必要なサイン）、案内サイン類（乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサインで路線図、時刻表、構内図、所要時間案内標、運賃表、のりば案内標を含む。）、規制サイン類（利用者の行動を規制するのに必要なサイン）の多言語表記するものをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

2 ) 可変式情報表示装置とは、LED、液晶などを用いた電子式やフラップなどを用いた機械式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示するデジタルサイネージをはじめとした装置のことをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

3 ) ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）とは補助対象事業者が管理運営する予約システムを備えたウェブサイト（新規開設及び多言語化に伴い新たに予約システムを備える場合を含む。）の多言語化を行うものを指し、時刻表、運行情報、沿線情報等が掲載されたものとする。予約システムとは、オンライン上で座席が予約でき、かつクレジットカード等により決済できることが望ましいが、オンライン上のメールフォーム等により多言語により座席の予約ができるものも含む。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

4 ) 案内放送の多言語化とは多言語による自動放送を行なうことが出来る案内放送装置のことをいう。

なお、翻訳や録音等の諸費用を含む。

5) その他想定としては、自動券売機画面や切符の券面の多言語化に伴う自動券売機のシステム改修費用、スマートフォンを活用した船内での多言語観光案内に要する費用（アプリケーション導入に伴う費用）等を想定している。

（トイレの洋式化及び機能向上）

車内・船内及び旅客施設における和式トイレの洋式化に必要な経費を補助対象とし、補助対象設備は以下のとおりとする。

1) 補助対象経費

ア 基本整備項目

- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の増設
- ・洋式便器の旧式から新式への交換（温水洗浄便座を設置するものに限る。）
- ・洋式便器の新設（建替、増築、新築時）

上記整備を実施する場合、撤去・内装・衛生設備・取付・建具・電気設備工事、及び設計・工事管理費等を補助対象とする。

イ 追加整備項目

※追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、機能向上が認められる必要最低限の整備を補助対象とする。

- ・温水洗浄便座の設置
- ・ハンドドライヤーの設置
- ・洗面器の設置・交換・自動水栓化
- ・化粧鏡の設置・交換
- ・小便器の設置・交換（旧式→新式）
- ・室内照明L E D化
- ・室内冷暖房の設置
- ・外装工事（躯体工事は除く。）
- ・窓の交換
- ・入口ドアの設置・交換
- ・多言語またはピクトサイン等による案内標識（トイレであることを示す標識や、トイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板）
  - ・トイレ施設内のピクトサインや多言語表示の設置
  - ・その他

2) 補助対象外経費

土地の取得に要する費用は対象外。

また、トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、浄化槽の設置等）、建替・増築・新築等の躯体工事、多機能トイレ自体の設置は対象としない。

（企画乗車船券の造成等）

補助対象事業者が、複数の公共交通事業者である場合には、当該公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者に対して補助するものとする。

補助対象事業者が、公共交通事業者から構成される団体等である場合には、当該団体等の構成員たる公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者又は当該団体等に対して補助をするものとする。

取りまとめ事業者は、交付要綱に定められた手続を代表して行う。

補助対象経費は、企画乗車船券発行等に要する、券片の製作費用、システム開発・改修費用（補助対象事業者が単独の公共交通事業者である場合を除く。）、販促物作成費用、ウェブサイト製作費用、翻訳費用、プロモーション費用、協議会運営費用等とする。

なお、当該企画乗車船券導入による事業者の減収分の補填等は補助対象経費外とする。

企画乗車船券の造成等に当たっては、あらかじめ、交付要綱第25条の観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議、広域観光周遊ルート形成促進事業の実施体制、日本版DMO候補法人としての登録を受けた法人をはじめとする協議会等において、当該地域の既存の企画乗車船券に係る商品内容等と、訪日外国人旅行者の周遊状況との整合について確認するとともに、新たな企画乗車船券の造成等の必要性の有無について充分な議論を行うことが望ましい。

企画乗車船券の販売に際し、補助対象事業者は、国を通じて日本政府観光局に対し、多言語による当該企画乗車船券に関する情報を通知し、同局はホームページにおいて、当該情報を掲載する。あわせて、他の媒体による訪日外国人旅行者への効果的なプロモーションを実施するものとする。

企画乗車船券の販売後には、販売枚数の記録、アンケートその他の方法により、当該企画乗車船券に係る訪日外国人旅行者向けの販売状況、利用状況等を把握するものとする。

なお、交付決定に際しては、当該企画乗車船券の対象事業者が多岐にわたるもの等造成等により大きな労力を要すると見込まれるもの、商品内容や販売促進に関する創意工夫が大きいもの等が優先的に採択される。

## ②種目ごとの事項

### (鉄道)

#### 1 ) 補助対象事業者等

大手民鉄とは、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社とする。

大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者とは、新京成電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸高速鉄道株式会社及び山陽電気鉄道株式会社とする。

大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者における東京駅及び大阪駅から半径 50 キロメートル、名古屋駅から半径 40 キロメートルの範囲を除く地域の路線とは、別添のとおりとする。

また、地方交通線とは、当該営業線区間における前々年度の旅客輸送密度が 8,000 人／日未満の路線とする。

## 2) 鉄道車両への補助

鉄道車両におけるトイレの洋式化及び機能向上については、補助対象路線を運行する車両を補助対象とする。

## 3) ITシステム等の高度化関係

交通サービス利便性向上のため、交通系 IC カードの利用を可能とするシステムを導入する場合は、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、車両内においては次停車駅に関して多言語で情報提供を行い、駅においては駅名等を多言語化することが望ましい。車両内における多言語での情報提供は車両内放送設備によるものである。

鉄道における「ロケーションシステム」とは GPS 等を用いて列車の位置情報を収集し、駅の案内表示板や訪日外国人旅行者所有のスマートフォン（携帯電話やタブレット端末を含む）、パソコンに運行情報を提供するシステムのことを言い、その導入については多言語で情報提供するものに限る。

なお、位置情報を訪日外国人旅行者所有のスマートフォン等を使用して取得する場合、当該情報を容易に取得できるよう、ターミナル駅を中心に、無料公衆無線 LAN 環境の整備を促進することとする。

また、ロケーションシステムを導入する場合は、車両内においては次停車駅に関して多言語で情報提供を行うことが望ましい。

## (自動車)

### 1) 補助対象事業者

補助対象事業者のうち、一般乗合旅客自動車運送事業者等に準ずるものとして大臣が認定した者の認定手続きについて、当該認定を受けようとする事業者は、補助金の交付申請をもって認定申請を行ったものとし、大臣は、補助金の交付申請の審査と併せて認定の審査を行い、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

### 2) 公共車両優先システム (PTS) に係る車載器の整備関係

公共車両優先システム (PTS) に係る車載器の整備については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は次のとおりとする。

#### ア 空港アクセス

公共車両優先システム（P T P S）を使用する路線の起終点であるバス停のいずれかを空港（空港法施行令（昭和31年政令第232号）第1条に規定する別表第1、別表第2及び別表第3に掲げられた空港及び同施行令附則第2条に掲げられた空港を指すものとする。）とする路線又は空港を経由する路線であって、専ら当該空港を利用する旅行者等のために直行、あるいはこれに準じた経路で、所定の航空ダイヤに接続するよう、バスダイヤを設定している路線とする。

なお、空港のバス停箇所は、空港内のバスターミナルのほか、空港外において当該空港を利用するため設置された場合も含むものとする。

#### イ 観光周遊

公共車両優先システム（P T P S）を使用する路線が、以下、a～dのいずれかの地域内を運行している場合で、かつ、地域内の観光地に設置されたバス停を複数経由する路線とする。

さらに、当該路線の起終点のバス停については、旅行者等が当該地域へ乗り入れるために利用する交通施設（鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等）の所在地が当該地域外の場合も対象とする。

なお、本項における観光地とは、名所旧跡、景勝地など広く一般的に知られているものに加え、地域内で観光箇所として認められる場所や施設（飲食、小売店等）についても広く観光地として捉えるものとする。

- a 広域観光周遊ルート形成計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- b 観光圏整備実施計画（観光圏整備法第8条の規定に基づく計画をいう。以下同じ。）の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- c 地域資源を活用した観光地魅力創造事業の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- d その他、上記a～cに準じて、訪日外国人旅行者の受け入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

#### 3) I Tシステム等の高度化関係

交通系ICカード（バスに係るものに限る。以下この項同じ。）の利用を可能とするシステム、バスロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）の導入その他ITシステム等の高度化については、センターシステム、営業所システム、窓口システム、データ分析システム、交通系ICカード（全国相互利用可能なものであって、補助対象期間内に利用者に配付されたことが文書により確認可能なものに限る。）の購入等に要する費用を補助対象経費とする。

また、交通系ICカードの利用を可能とするシステムを導入する際は、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、車内において次停留所名に関する多言語による情報提供を行うことが望ましい。

バスロケーションシステムについては、ロケーションに係る情報を多言語化して情

報提供するものに限る。

なお、当該情報がインターネットのみで提供される場合にあっては、外国人旅行者が当該情報を容易に得ることができるように、ロケーション情報が提供される路線のうち、少なくともターミナルや主要バス停において、無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備を促進すること。

また、バスロケーションシステムを導入する場合は、車両内においては次停留所に関して多言語で情報提供を行うことが望ましい。

なお、サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費についても補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理・代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

#### (海事)

交通サービス利便性向上のため、交通系ＩＣカードの利用を可能とするシステムを導入する場合は、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、船内においては次の入船港に関して多言語で情報提供を行い、旅客船ターミナルにおいてはターミナル名等を多言語化することが望ましい。船内における多言語での情報提供は船内放送設備によるものである。

また、船内座席の個室寝台化等については既存船に限り、大型手荷物スペースの設置を含み、風呂・トイレ施設の設置は除く。

加えて、船内座席の個室寝台化については中長距離の航路に就航するものに限ることとする。

### 3. 交通サービス利便向上促進事業(うち移動等円滑化、LRT・BRTシステムの整備及び超小型モビリティの導入に要する経費関係)について

#### ①全ての種目に共通する事項

バリアフリー化設備等の整備においては「バリアフリー整備ガイドライン　旅客施設編」又は「バリアフリー整備ガイドライン　車両等編」を参考とする。

#### (軽微な変更に係る取扱い)

交付要綱第30条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第2－1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

#### ②種目ごとの事項

##### (鉄道)

- 1) 鉄軌道駅における段差の解消(エレベーター又はスロープ等)、転落防止設備(ホー

ムドア又は可動式ホーム柵及び内方線付き点状ブロック）の整備及び多機能便所の設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

ウ 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

なお、エレベーター又はスロープについては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。

また、ホームドア又は可動式ホーム柵については禁止・注意を促す多言語表記をすることが望ましい。

2) LRTシステムの整備関係

ア 訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域とは、以下に規定するa～dのいずれかの地域とする。

- a 広域観光周遊ルート形成計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- b 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- c 地域資源を活用した観光地魅力創造事業の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- d その他、上記a～cに準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

イ 交付要綱別表2（注）4.に掲げる特例措置の適用に当たっては、当該LRTシステムの整備の実施が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第27条の2第1項に規定する地域公共交通再編実施計画（同法第27条の3の規定により大臣の認定を受けたものに限る。）に明確に位置づけられる（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成19年国土交通省令第80号。以下「活性化法施行規則」という。）第33条第1号に掲げる「関連して実施される事業」として定められる場合を含む。）ことが必要であるとともに、当該LRTシステムの整備が実施される鉄軌道の沿線市区町村において、活性化法施行規則第9条の2各号に掲げるいずれかの事業（以下②において「計画事業」という。）が実施される場合であって、当該計画事業が当該鉄軌道と関連すると認められるときに限るものとする。

なお、当該鉄軌道が複数の市区町村に跨がる場合は、それぞれの市区町村において上記要件を充足することが必要である。

(自動車)

交付要綱別表2に定めるバス・タクシー車両の移動等円滑化に係る事業については、以下のとおりとする。

1) バス車両に係る車載機器類の取扱い

バス車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

ア ノンステップバス標準仕様装備（リフト付バスについても、これに準ずるものとする。）

イ ニーリング、アイドリングストップ、オートマチック装置

ウ ABS装置

エ 車椅子固定装置、床の滑止め加工

オ 上記ア～エの他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

2) 一般乗合旅客自動車運送事業者のバス車両の導入・改造に係る空港アクセス又は観光周遊の対象範囲について

ノンステップバス、リフト付バスの導入・改造については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は交通サービス利便向上促進事業における公共車両優先システム（PTPS）に係る車載器の整備の場合と同様とする。

3) ノンステップバス又はリフト付バス車両は、車内において次停留所名に関する多言語による情報提供を行うことが望ましい。

4) ユニバーサルデザインタクシー車両に係る車載機器類の取扱い

ユニバーサルデザインタクシー車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする

ア 車いす等固定装置

イ 車いす用シートベルト

ウ 手すり

エ 点滴等フック固定装置

オ 車いす用ヘッドレスト

カ 上記ア～オの他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

5) ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造に係る空港アクセス又は観光周遊に使用するものの対象範囲について

ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は次のとおりとする。

ア 空港アクセス

空港（2.②（自動車）2）アに規定する空港と同じ。）内のタクシー乗り場を発着地として運行するユニバーサルデザインタクシー

#### イ 観光周遊

以下、a～dのいずれかの地域内において、観光地（2.②（自動車）2）イに規定する観光地と同じ。）を周遊するユニバーサルデザインタクシー

なお、タクシー乗り場については、旅行者等が当該地域へ乗り入れるために利用する交通施設（鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等）の所在地が当該地域外にある場合も対象とする。

- a 広域観光周遊ルート形成計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- b 観光圈整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- c 地域資源を活用した観光地魅力創造事業の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- d その他、上記a～cに準じて、訪日外国人旅行者の受け入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

#### 6) インバウンド対応の多様化について

主として訪日外国人旅行者に利用されることを目的として、ユニバーサルデザインタクシーを導入・改造する際は、当該車両にクレジットカード決済機器を搭載することが望ましい。

また、当該車両の運転手が一定の語学力やマナーを備えていること、当該車両が待機するターミナル駅において専用乗り場が設置されていること等さらなるインバウンド対応に向けた検討を行うことも考慮する。

#### 7) バスターミナル、タクシー乗り場における段差の解消（エレベーター、スロープ等）及び多機能便所の設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

##### ア 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

##### イ 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

##### ウ 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

なお、バスターミナル、タクシー乗り場における段差の解消（エレベーター、スロープ等）及び多機能便所の設置等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。

#### 8) BRTシステムの整備関係

ア 訪日外国人旅行者の受け入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域とは、2.②（自動車）2）イに規定するa～dいずれかの地域とする。

イ 補助対象経費は、連節ノンステップバスの導入及びこれと一体的に整備する停留

所施設（停留所標識、上屋、風除け、ベンチ、情報提供システム等）、公共車両優先システム（P T P S）車載器及びバス車内の乗継情報提供システムの整備等（以下、ウにおいて「B R Tシステム整備」という。）に要する費用とする。

ウ 交付要綱別表2（注）4. に掲げる特例措置の適用に当たっては、当該B R Tシステム整備の実施が再編計画に明確に位置づけられる（関連事業として定められる場合を含む。）ことが必要であるとともに、当該B R Tシステム整備が実施される運行系統の沿線市区町村において、計画事業が実施される場合であって、当該計画事業が当該系統と関連すると認められるときに限るものとする。

なお、当該運行系統が複数の市区町村に跨がる場合は、それぞれの市区町村において上記要件を充足することが必要である。

交付要綱別表2に定める超小型モビリティの導入に係る事業については、以下のとおりとする。

#### 1 ) 補助対象超小型モビリティ

補助対象となる超小型モビリティは、国土交通省において認定を受けた車両に限るものとする。車載機器類については、申請内容に基づき、その仕様を審査し、補助対象としての適否を判断するものとする。

#### 2 ) 超小型モビリティ導入補助対象者要件

- a 高速道路等を除く場所であり、地方公共団体により、交通の安全と円滑化を図るための運行実施体制が確保されている場所を用意できること。
- b 補助対象事業の成果を得るために、適切な事業管理能力を有すること。
- c 民間事業者、協議会においては地域を管轄する地方公共団体と連携すること。

#### 3 ) 超小型モビリティに係る観光周遊に使用するものの対象範囲について

超小型モビリティの導入については観光周遊に使用するものに限るとしているがその範囲は以下のとおりとする。

- a 広域観光周遊ルート形成計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- b 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- c 地域資源を活用した観光地魅力創造事業の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- d その他、上記a～cに準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

#### （海事）

旅客船ターミナルにおける段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等）及び多機能便所の設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

#### 1 ) 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び

改築等)に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

2 ) 换算費

物件の移転等に伴う換算に直接要した費用とする。

3 ) 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

なお、旅客船ターミナルにおける段差の解消(エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等)及び多機能便所の設置等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。

(航空)

航空旅客ターミナル施設における段差の解消(エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋等)及び多機能便所の設置等に要する経費のうち、附帯工事費、換算費及び事務費については、以下のものとする。

1 ) 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等(通路、階段等の新設、移設及び改築等)に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

2 ) 换算費

物件の移転等に伴う換算に直接要した費用とする。

3 ) 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

なお、航空旅客ターミナル施設における段差の解消(エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋等)及び多機能便所の設置等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。

#### 4. インバウンド対応型鉄道車両整備事業(第3編第2節第2款)について

案内表示装置(車内)、車内放送装置、行先・車両種別表示(車外)等については、新設だけでなく、サービス提供区域・路線・車両の拡大等、機能の明確な向上を伴う場合にも補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

また、車両内において次停車駅に関して多言語で情報提供を行うことが特に望ましい。車両設備の整備には、安全性の向上に資する車両(冷暖房化を除く。)、走行装置、動力発生装置、ブレーキ装置等の整備を含む。

なお、車両設備の整備等の「等」とは、大規模修繕(車両検査を含み、単なる部品交換や点検等あるいは全般検査等と一体に行わない小規模なもの(車両削正等)を除く。)とする。

ただし、安全性の向上に資する車両(冷暖房化を除く。)、走行装置、動力発生装置、ブレーキ装置等の整備及び大規模修繕については、車内案内表示、車内案内放送又は車体の行

先表示の多言語化を併せて実施する場合（既に実施されている場合を含む。）に限り補助対象とする。

（軽微な変更に係る取扱い）

交付要綱第50条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第2－1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

## 5. 交通サービス調査事業について

### ①協議会について

交付要綱第52条第2項において協議会の構成員を定めているが、同項第4号に掲げる者については、例えば、道路管理者、利用者の代表、労働組合の代表などがこれに該当する。

運営方法や設置要綱の策定等のそれ以外の協議会に関する事項については地域の実情に応じて協議会が定めることができる。したがって隣接する自治体合同での開催や設置要綱の策定の省略についても、それが協議会の構成員その他の地域の合意であれば認められる。

また、協議会については、交通サービス調査事業のために新たに設置する必要はなく、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号に基づく地域協議会等についても、必須となる構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスの検討に必須となる関係者が実質的に参加していればよい。

さらに、都道府県単位で一つの協議会を設け、その下に市区町村単位、輸送機関単位、事業単位の分科会を設置する等によって協議会の集約化を図ることでもよい。

### ②二次交通対策について

交通サービス調査事業においては、二次交通対策として、公共交通であって観光地に直接アクセスするもの（複数の交通機関を乗り継いで移動する場合を含む。）に係る取り組みを補助対象とする。したがって、空港～新幹線駅間、新幹線駅～地域の乗継拠点間等、専ら交通拠点間のみの交通サービスに係る調査や、自家用バス、貸切バス等の利用促進に係る事業は補助対象としない。

また、施設等の整備を目的とした事業は補助対象としない。

### ③調査事業

#### 1 ) 補助対象となる調査

協議会又は地方公共団体が実施する訪日外国人旅行者等の移動を円滑に行うための交通サービス（二次交通対策に係るものに限る。）に関する調査が補助対象となる。

### 2 ) 訪日外国人旅行者を含む利用者への周知事業の費用

当該地域を訪問した訪日外国人旅行者等に対して観光地まで円滑に移動を行うための公共交通に関する情報等の周知を行うことによる、訪日外国人旅行者等の行動変容可能性や効果を調査・検討するために実施するものが対象となる。誘客を目的とした周知事業や、継続的に実施する周知事業、当該周知事業を主目的とする調査事業は補助対象としない。

また、案内板製作費用・システム開発費用等、利用促進事業で補助対象とならない費用は調査事業においても対象とならない。

### 3 ) 実証調査の取扱い

本事業は、あくまで訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスの検討のために必要なデータ収集・分析、アンケート調査の実施、検討会の開催、専門家の招聘等調査のための事業を補助するものであり、実証運行を主目的とする調査事業は補助対象としない。

また、内容の変更・見直し等もなく本格運行への移行を前提とした実証運行については補助対象としない。

なお、本事業で補助対象となる実証調査は乗合バス等の実証運行のみであり、公衆無線LAN環境の整備等、その他のサービスに係る実証調査については補助対象としない。

## ④利用促進事業

### 1 ) 利用促進に係る事業

交付要綱別表3に定める補助対象経費のうち、利用促進に係る事業については、以下のとおりとする。

ア 公共交通マップ、総合時刻表等の作成（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）に要する経費

公共交通マップ、総合時刻表、公共交通機関の「乗り方」のガイド、パンフレット等（他地域からの来訪者のみならず地域住民を対象としたものも含む。）の作成・配布に要する経費

イ 公共交通・乗継情報等の提供（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）に要する経費

WEBページ作成費（保守管理費を除く。）、ポスター等作成費、広報費、乗り換え案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用

ウ 訪日外国人旅行者等向けの割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費

割引運賃の設定、企画切符発行等のための経費（乗車券発行システム、収入管理システム等の改修に要する費用を除く。）、広報費、調査費等（割引運賃設定に伴う

減収分の補填については、含まない。)

エ 地域におけるワークショップ等の開催に要する経費

会場借料、講師招聘費（謝金、旅費等）、資料作成費用等（協議会又は地方公共団体の主催により、訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための利用促進のための検討、周知又は理解促進のために実施するものに限り、イベント開催費用を含まない。）

（注）上記ア～エいずれにおいても施設整備やシステム整備は補助対象としない。

また、観光スポットの紹介等を主たる内容とするパンフレット、WEBページの作成等、誘客を目的とした取り組みは補助対象とならない。

2) 利用促進の効果等の評価に係る事業

交付要綱別表3に定める補助対象経費のうち、利用促進の効果等の評価にかかる事業については、以下のとおりとする。

ア 効果検証のための発着地（OD）調査や満足度調査等のフォローアップ調査費  
事業の効果検証のための調査に要する経費

（注）協議会の決定に基づき実施した事業又は地方公共団体が実施した事業（過年度に実施したものと含み、当該補助金の交付を受けて実施したものに限らない。）の効果検証のための調査に限る。OD調査や満足度調査であっても、これらに該当しない調査は補助対象としない。

イ 協議会開催等の事務費

会場借料、専門家招聘費（謝金、旅費等）、資料作成費用等（協議会又は地方公共団体の主催により、評価を実施するものに限る。）

（注）イに掲げる費用のみを対象とした事業については、補助金を交付しない。

## ⑤事業規模と補助額について

1の補助対象事業者において、1の会計年度当たりの補助対象経費が50万円に満たない場合は補助金を交付しない。

また、利用促進事業については、事業規模にかかわらず、補助額の上限は設定しないが、調査事業、利用促進事業いずれについても、予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。

## ⑥補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

交付要綱第56条第2項（第75条の規定により準用する場合を含む。）に定める軽微な変更の取扱いについては、以下のとおりとする。

1) 変更届出で足りる場合

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」又は「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合にあっては、大臣に補助対象事業の内容の変更を届け出ることをもって足り

る。ただし、新たな補助対象事業の追加その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあってはこの限りでない。

(変更届出で足りる例)

- ・補助対象事業の内容のうち公共交通マップの作成を取りやめる場合

(注) 公共交通マップの作成を取りやめて時刻表の作成を追加する場合及び補助対象事業全て取りやめる場合はこれに該当しない。

- ・補助対象事業の完了予定日を2月末から同年度の3月末に変更する場合

(注) 年度末を越える変更はこれに該当しない。

(様式)

- ・当該届出に係る様式は、調査等様式に定めるところによる。

2) 特段の手続きを要しない場合

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」及び「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生じない場合にあっては、特段の手続きを要しない。

(手続きを要しない例)

- ・公共交通マップや時刻表の印刷部数を減らす場合

### III. 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業

#### 1. 共通事項

##### ①事業実施について

訪日外国人受入環境整備緊急対策事業費補助金のうち、地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局等に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。

##### ②軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第81条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第4-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

## 2. 観光拠点情報・交流施設

### ①基本的な考え方

主要な観光地における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した観光サービスのための交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設であって、訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客が隨時かつ快適に利用できる施設を対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営するものを除くものとする。

### ②機能面の要件

以下の1)又は1)及び2)の全てを含む施設であること。

1) 地域の観光拠点に関する情報を訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客に対して提供するもの。（観光案内、観光情報を提供するスペース、観光拠点に関する歴史・文化等を紹介する展示・学習スペース等が設けられていること。）

2) 上記に附帯して整備される、訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客に対して観光サービスを提供する交流の場。（訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客の休憩スペース、地域の文化・伝統を紹介・体験できるスペース、地元物産を紹介・即売できるスペース等が設けられていること。原則として、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は対象外。）

#### (対象外の施設)

- ・訪日外国人旅行者の利用を想定していない施設
- ・観光拠点に関する情報提供や訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客に対する観光サービスの提供を主たる目的としたものではなく、公共空間としての趣旨になじまない施設（商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営するもの）
- ・地元物産品等の販売を主目的とする施設

### ③立地要件

訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とするとの目標実現に向けて、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域であって、以下のいずれかの地域の市区町村に立地するもの。

- ・カテゴリーII以上のJNTO認定外国人観光案内所が立地する地域
- ・広域観光周遊ルート形成計画の広域観光拠点地区
- ・観光圏整備実施計画認定地域
- ・観光地魅力創造事業の認定地域
- ・「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」に基づき文化財を中心とする観光拠点の整

備に取り組む地域（日本遺産を有する又は2020年までに日本遺産認定を目指す地域、歴史文化基本構想を策定済又は2020年までの策定を目指す地域等）

- ・「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルとして選定され、「国立公園ステップアッププログラム2020」の策定に取り組む地域
- ・観光立国ショーケース選定都市
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技会場立地都市
- ・ラグビーワールドカップ競技会場立地都市
- ・その他観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議が訪日外国人旅行者の受入環境整備を実施すべき地域として認めるもの

#### ④補助対象経費

1) 観光拠点情報・交流施設の整備・改良（施設の新築・改修に係る設計・施工、多言語の展示設備、案内標識、デジタルサイネージ、観光拠点情報・交流施設の整備・改修に附随して行う洋式トイレの整備等）に要する経費

2) 観光拠点情報・交流施設における無料公衆無線LAN環境の整備、ホームページの多言語表記等及び案内放送の多言語化に要する経費

※土地の取得に要する費用は対象外

※明確な観光拠点情報・交流施設の機能向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

#### ⑤無料公衆無線LAN環境の整備について

本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））で観光拠点情報・交流施設において実施するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

また、当該事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、シンボルマークの申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うこととする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。

利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用（※1）を導入することとする。（※2）

- 1) SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式
- 2) SNSアカウントを利用した認証方式
- 3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式（※3）

（※1）利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

（※2）上記認証方式を適用しなくてもよいケース

- ・災害時における無料公衆無線L A Nの開放時
  - ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時
- なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。
- (※3)メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とする等の対応が必要となる。

### 3. 外国人観光案内所

#### ①基本的な考え方

当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(平成28年6月改訂)に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、カテゴリーII以上に認定されている又は認定の見込みがある案内所とする。

#### ②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、明確な観光案内機能の向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費及び土地の取得に要する経費は補助対象としない。

##### 1) 外国人観光案内所に要する経費

###### ・整備・改良に伴う費用

カテゴリーII以上に認定されている又は認定の見込みがある観光案内所を整備又は規模を拡張する等、必要な施設の整備及び施設の改良に伴う費用である。

###### ・その他

観光案内所の整備・改良に附隨するもの。

##### 2) 案内標識、デジタルサイネージに要する経費

###### ・案内標識

合理的なルートから訪れる外国人旅行者に対して、観光案内所の場所を案内することを目的に設置する看板であり、観光案内所の整備・改良に附隨して整備するもの。

###### ・デジタルサイネージ

案内所又は案内所周辺に設置するものであり、訪日外国人旅行者への観光情報や交通情報等を発信し、観光案内所の整備・改良に附隨して整備するもの。

##### 3) 無料公衆無線L A N環境の整備に関する経費

##### 4) スタッフ研修

多言語研修、接遇研修、視察研修、災害対応訓練研修で、講師謝金、会場借上料、テキスト作成費、研修参加費、研修委託料。

5 ) ホームページ

観光案内所の設置主体又は運営主体が運営しているホームページであり、訪日外国人旅行者への観光情報や交通情報等の発信を目的とするもの。

6 ) 案内放送の多言語化

7 ) タブレット

観光案内業務において、案内所スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレットであること。

8 ) その他

### ③無料公衆無線LAN環境の整備について

本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」(無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費用」(無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティー対策含む。))で観光案内所において整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

また、当該事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、シンボルマークの申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うこととする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。

利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用(※1)を導入することとする。(※2)

1) SMS(ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式

2) SNSアカウントを利用した認証方式

3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3)

(※1) 利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

(※2) 上記認証方式を適用しなくてもよいケース

・災害時における無料公衆無線LANの開放時

・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

(※3) メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とする等の対応が必要となる。

## 4. 公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上

### ①基本的な考え方

訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客が現に多く利用している、もしくは今後多く利用することが想定され、広く無料で開放しているトイレを対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営する施設内に所在するトイレは除くものとする。

### ②立地要件（地域）

訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とするとの目標実現に向けて、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域であって、以下のいずれかの地域の市区町村に立地するもの。

- ・ カテゴリーⅡ以上のJNTO認定外国人観光案内所が立地する地域
- ・ 「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」に取組む地域
- ・ 観光圏整備実施計画認定地域
- ・ 「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」に基づき文化財を中心とする観光拠点の整備に取り組む地域（日本遺産を有する又は2020年までに日本遺産認定を目指す地域、歴史文化基本構想を策定済又は2020年までの策定を目指す地域等）
- ・ 「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルとして選定され、「国立公園ステップアッププログラム2020」の策定に取り組む地域
- ・ 観光立国ショーケース選定都市
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技会場立地都市
- ・ ラグビーワールドカップ競技会場立地都市
- ・ 広域観光周遊ルート形成計画の広域観光拠点とされた地区
- ・ 「食と農の景勝地」の認定を受けた地域
- ・ 重要伝統的建造物群保存地域が所在する地域
- ・ 日本版DMO登録法人におけるマーケティング対象地域であり、具体的な取組が見られる地域
- ・ その他観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議が訪日外国人旅行者の受入環境整備を実施すべき地域として認めるもの

### ③立地要件（地域内）

本補助事業の対象となる公衆トイレは、利用者を特定せず、広く無料で開放している水洗トイレであって、上記②の地域内の、以下のI)、II)又はIII)のいずれかの範囲に所在するものとする。

- I) 「観光スポット」内
- II) 「観光スポット」の周囲
- III) 「観光スポット」へのアクセス経路（周辺の施設から該当の「観光スポット」へア

セスする際の主な移動経路となるエリア）

※「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている（と推定される）観光施設等をいう。

（対象外の公衆トイレ）

- ・ I )、 II )、 III ) の範囲に所在しない公衆トイレ
- ・ I )、 II )、 III ) の範囲でも地域住民の利用が主たる公衆トイレ
- ・公共空間であっても観光スポット等の利用料を收受しなければ入場できない箇所（有料の観光施設内や鉄道駅の改札内含む）にある公衆トイレ

#### ④立地要件（情報発信）

本補助事業の対象となる公衆トイレは訪日外国人旅行者に対して分かりやすくトイレの所在を示すものとし、以下の I )、 II ) の全てを満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

I ) 対象となる公衆トイレの所在をトイレの周囲やトイレ外壁等に多言語またはビクトサインにより表示している。

II ) 対象となる公衆トイレの所在を地域で作成している多言語の散策マップや WEB 等で発信している、または計画があること。

※観光スポット周辺の広く無料で開放しているトイレについて、その所在を一体的に発信していることが望ましい。

#### ⑤補助対象経費

##### 1 ) 基本整備項目

- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の増設
- ・洋式便器の旧式から新式への交換（温水洗浄便座を設置するものに限る。）
- ・洋式便器の新設（建替、増築、新築時）  
上記整備を実施する場合、撤去・内装・衛生設備・取付・建具・電気設備工事、及び設計・工事管理費等を補助対象とする。

##### 2 ) 追加整備項目

※追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、必要最低限の整備を補助対象とする。

- ・温水洗浄便座の設置（多目的トイレへの設置も含む。）
- ・ハンドドライヤーの設置
- ・洗面器の設置・交換・自動水栓化
- ・化粧鏡の設置・交換
- ・小便器の設置・交換（旧式一新式）
- ・室内外照明LED化
- ・室内冷暖房の設置

- ・外装工事（躯体工事は除く。）
- ・窓の交換
- ・入口ドアの設置・交換
- ・多言語またはピクトサイン等による案内標識（トイレであることを示す標識や、トイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板）
- ・トイレ施設内のピクトサインや多言語表示の設置
- ・多目的トイレに関わる設備
- ・その他

### 3 ) 補助対象外経費

土地の取得、公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、浄化槽の設置等）、建替・増築・新築等の躯体の新設工事は対象としない。

## 5. 手荷物

当事業の対象となる「手ぶら観光カウンター」とは、「手ぶら観光」共通ロゴマーク使用要領（平成29年1月制定）に基づき、国土交通省により、手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものとする。

補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、手ぶら観光カウンターの明確な機能の向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能の向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

### ①案内標識、デジタルサイネージ、ホームページ（予約システムを提供するものに限る。）の多言語表記等、案内放送等の多言語化に要する経費

#### 1 ) 案内標識

合理的なルートから訪れる旅行者に対して、手ぶら観光カウンターの場所を案内することを目的に設置する看板であること。

#### 2 ) デジタルサイネージ

カウンター又はカウンター周辺に設置するものであり、手ぶら観光の情報発信をするもの。

#### 3 ) ホームページ

手ぶら観光カウンターの設置主体又は運営主体が運営しているホームページであり、旅行者への手ぶら観光の情報発信を目的とするもの。

#### 4 ) 案内放送

「手ぶら観光」サービスの利用を希望する旅行者に対して、手ぶら観光カウンターの場所を案内することを目的とした放送内容であること。

#### 5 ) その他

### ②手荷物集荷場・受渡場の整備・機能強化に要する経費（人件費は除く。）

### 1 ) 開設費用・改修費用

新たに手ぶら観光センターを開設する、又は機能を向上させるための工事費用であり、手ぶら観光サービスの提供に直接用いられる施設に係るものであること。

### 2 ) 設備費

手ぶら観光サービスの受付業務を行うための設備及び受領した荷物を一時保管のために使用する設備であること。

### 3 ) その他

## IV. 事業評価について

### 1. 事業評価の実施

#### ①自己評価（一次評価）

交通サービスインバウンド対応支援事業及び地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業については、毎年度、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度末までにそれぞれ補助対象事業者から、地方運輸局等に報告する。

ただし、交付要綱別表5に定める補助対象経費に係る事業については、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までに報告する。

#### ②二次評価

##### 1 ) 実施対象

交通サービスインバウンド対応支援事業（交通サービス利便向上促進事業のうち移動等円滑化に要する経費に係る事業を除く。）及び地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業については、地方運輸局等が自己評価（一次評価）等を基に二次評価を行うこととする。

##### 2 ) 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客觀性・妥當性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。

地方運輸局等は、補助対象事業者に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の4月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。

ただし、交付要綱別表5に定める補助対象経費に係る事業については、補助金の交

付を受けた会計年度の翌年度の2月末までに報告する。

## 2. その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

### 附 則

この要領は、平成28年度予算から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年6月10日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年11月28日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成29年度予算から施行する。

事業者名	路線名	区間
東武鉄道株式会社	伊勢崎線	加須～伊勢崎
	桐生線	太田～赤城
	小泉線	館林～西小泉、太田～東小泉
	佐野線	館林～葛生
	日光線	栗橋～東武日光
	鬼怒川線	下今市～新藤原
	宇都宮線	新栃木～東武宇都宮
	東上本線	東松山～寄居
	越生線	東毛呂～越生
西武鉄道株式会社	池袋線	東吾野～吾野
	西武秩父線	吾野～西武秩父
京成電鉄株式会社	東成田線	京成成田～東成田
	本線	京成成田～成田空港
小田急電鉄株式会社	小田原線	伊勢原～小田原
京浜急行電鉄株式会社	久里浜線	京急久里浜～三崎口
名古屋鉄道株式会社	名古屋本線	豊橋～藤川
	豊川線	国府～豊川稻荷
	西尾線	上横須賀～吉良吉田
	蒲郡線	吉良吉田～蒲郡
	河和線	河和口～河和
	知多新線	上野間～内海
近畿日本鉄道株式会社	大阪線	三本松～伊勢中川
	山田線	伊勢中川～宇治山田
	名古屋線	箕田～伊勢中川
	鈴鹿線	伊勢若松～平田町
	湯の山線	湯の山温泉
	志摩線	鳥羽～賢島
	鳥羽線	宇治山田～鳥羽
	伊賀線	伊賀上野～伊賀神戸
	養老線	池野～揖斐
南海電気鉄道株式会社	南海本線	淡輪～和歌山市
	多奈川線	みさき公園～多奈川
	加太線	紀ノ川～加太
	和歌山港線	和歌山市～和歌山港
	高野線	紀伊細川～極楽橋

南海電気鉄道株式会社	鋼索線	極楽橋～高野山
京阪電鉄株式会社	石山坂本線	滋賀里～坂本
山陽電気鉄道株式会社	本線	藤江～山陽姫路
	網干線	飾磨～山陽網干
西日本鉄道株式会社	全路線	全区間

調査等様式（日本工業規格A列4番）

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称 印

平成 年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金  
(交通サービスインバウンド対応支援事業)交付決定変更届出書

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の(内容・経費の配分)を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて届出します。

記

1. 事業の種別

2. 変更事項及びその内容

3. 変更する理由

4. 補助金交付申請書(写)に変更する部分を上段に( )書きで2段書きした書類

5. その他参考となる書類